

第7.1章

アニマルウェルフェアの 勧告に係る序論

第7.1章の構成

- 第1条 総論
- 第2条 アニマルウェルフェアの指導原則
- 第3条 勧告の科学的基礎
- 第4条 畜産生産システムにおける動物のウェルフェアの一般原則
- 第X条 アニマルウェルフェアを評価する測定指標の使用のための指導原則

第7.1.1条①

- アニマルウェルフェアとは、動物がその生活する及び死亡する環境に関する良好な身体的及び心理的状態をいう。
- 動物は、~~(科学的証拠が示しているように)~~健康で、快適で、栄養豊かで、安全で、不快な状態(苦痛、恐れ、苦悩など)に苦しんでおらず、~~良好であるため~~身体的及び心理的状態に重要な行動を発現できている場合には、良好なウェルフェアの状態にあるを享受している。

第7.1.1条②

- 良好なアニマルウェルフェアには、疾病の予防及び適切な獣医療ケア、収容場所、管理、栄養、刺激のある環境、人道的取扱い、人道的なと畜/殺処分が必要である。

第7.1.X条 パラ1

世界的に適用されるOIEのアニマルウェルフェアの基準では、ある状況においては動物の環境及び管理の特定の条件を勧告することが必要な場合があるが、規定するよりも、むしろ動物にとって好ましいよい成果をより強調するものとする。

成果は一般的に、第7.1.2章で記述されている‘5つの自由’の動物の享受を評価することによって測定される。

第7.1.X条 パラ2

第7.1.4章の各原則において、最も適切な測定基準(又は測定指標) (理想的には、動物の状態に基づく測定指標からなる)が基準に含まれるものとする。

どの動物の状態に基づく測定指標も、2つ以上の原則に関連することがある。

第7.1.X条 パラ3 (旧パラ4)

基準は、可能な場合には、動物の状態に基づく測定指標を満たすための明確な目標又は閾値を定めるものとする。

目標値は、関連する科学・専門家の経験に基づくものとする。

ユーザーを指導するため、担当当局及びその他の関係ある機関は適切な目標値を設定するためにデータを収集するものとする。

第7.1.X条 パラ5 (パラ3から移動)

基準のユーザーは、基準で列挙されている動物の状態に基づく測定指標のうち、生産のシステム又は条件にとって最も適切なものを選択するものとする。

成果は、飼育施設、輸送又はと畜場からのデータを使って、個別の動物又は動物群又はそれらの代表的なサンプルを評価することによって測定することができる。

第7.1.X条 パラ6

測定の基礎が何であっても、成果が満足 of いくものでない場合は、ユーザーは成果を改善するために リソース又は管理にどのような変更が必要かを検討するものとする。